

## 「新しい火力電源入札の運用に係る指針（５次改訂案）」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方（案）

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	全体	<p>政府の方針として、電力システム改革第３弾の発送電分離後は早期に経過措置料金規制を撤廃するとされている。他方、今後の新規電源建設においては、環境アセスメント含め５～７年の開発期間が必要となるため、当該新規電源開発にかかる期間を想定すると経過措置料金規制そのものはなくなっている可能性が高いことから、そもそも本制度を残す必要はなく、本制度を廃止するか、もしくは対象電源を限定すべきではないか。</p>	<p>２０２０年４月以降、特定小売供給約款に係る規制（経過措置料金規制）の撤廃が可能となりますが、競争の状況によっては当該規制が残る可能性もあることから、経過措置料金の適正な原価の形成を図るため、現時点においては本制度を残すこととしています。</p> <p>なお、本指針の見直しについては、小売市場における今後の競争の動向等を踏まえ、本制度の廃止も含めた不断の見直しを行うことが適当であるとしています（指針案の「Ⅳ. 本指針の見直し」の項を参照）。</p>
2	Ⅱ. 1. (2)	<p>みなし小売電気事業者の子会社だけでなく、孫会社等であっても、みなし小売電気事業者（もしくはその親会社）の支配力が及ぶ会社は存在すると考えられることから、孫会社等についても、みなし小売電気事業者（もしくはその親会社）が財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している会社であれば、「みなし小売電気事業者の子会社等」の中を含めるべきではないか。</p>	<p>指針案における子会社の定義は、「子会社（会社法第２条第３号に定める子会社をいい、当該みなし小売電気事業者が財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している会社等を含む。・・・）」としており（指針案Ⅱ. 1. (2)）、会社法第２条第３号の子会社について詳細を定めている会社法施行規則では、議決権保有比率など、ある会社の子会社に当たるかについての要件を定める規定において、当該会社のみならずその子会社及び子法人等の所有する議決権などを含めて考えることとされています（会社法施行規則第３条第３項第１号及び第３号）。そのため、みなし小売電気事業者の子会社が５０％超の議決権を保有している孫会社については、本指針における「子会社等」の概念に含まれており、孫会社が電源を新設・増設・リプレースしようとする場合も、当該みなし小売電気事業者による火力入札の実施対象とな</p>

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
			ります。
3	Ⅱ. 2. (1)	<p>本指針の対象は、みなし小売電気事業者に対し電気事業法に基づく料金規制がかかる部分の電源調達をする場合のみであることから、「小売料金規制（特定小売供給約款に係る規制）を受ける区域外への供給となる場合を除く」との記述を加え、本指針の対象を明確にすべきではないか。また、みなし小売電気事業者が参画して、「みなし小売電気事業者の区域外への供給」を目的に建設する火力電源は、競争環境の醸成と安定供給確保の両面から導入を促進すべきものであり、本制度がその妨げにならないようにすべきではないか。</p>	<p>火力電源からみなし小売電気事業者が供給を受けた電気が、特定小売供給約款に係る規制を受ける区域外への供給にのみ用いられる場合は本指針の対象外であることを明確化するため、指針案の「Ⅱ. 1. 基本的指針」において、その旨の追記を行います。</p>
4	Ⅱ. 2. (1)	<p>みなし小売電気事業者が、他の事業者が自らの発意で建設する火力電源から電気の供給を受けようとする場合は、必ずしも火力入札を実施することを要しないという制度の改訂は、みなし小売電気事業者が火力電源を通常よりも高い価格で調達し、小売価格に転嫁することが懸念されることから、以下の対応が効果的であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「当該電源の建設者が当該電源で発電した電気の供給先を公募で募集する」とあるが、その公募の仕組みを明確にする、また、事業者間で契約締結する前に委員会が契約価格等を精査する。</li> <li>○過去の火力入札電源に応募した電源で、かつ、上限価格を超えた電源は、「発電所を新設しようとする他の事業者が自らの発意で建設する火力電源」には該当しないこととする。</li> </ul>	<p>本指針案では、「当該電源の建設者が当該電源で発電した電気の供給先を公募で募集するなど、電気の供給先や供給条件に関する決定を当該電源の建設者が主体的に行う仕組みとなっていること」などの条件に適合している場合には、火力入札を不要としています。こうした卸取引については様々なスキームが考えられることから、事前にどのような仕組みであれば適用対象外となるかについては指針案の内容以上に具体的に明示することはせず、個別事案の内容に応じて電源建設者の主体性について判断することを予定しています。</p> <p>過去の火力入札電源は、いずれも電気の供給先や供給条件を一般電気事業者（本年4月以降のみなし小売電気事業者）が定めています。そのため、みなし小売電気事業者が、過去に応募した電源と、過去に入札した時と同じ仕組みで契約しようとする場合には、上記の「・・・電気の供給先や供給条件に関する決定を当該電源の建設者が主体的に行う仕組み</p>

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
			<p>となっていること」に該当せず、みなし小売電気事業者による入札が必要になると考えています。</p>
5	II. 2. (1) (c)	<p>今回のガイドラインの改訂により、子会社等でない独立した発電事業者が建設する電源であっても、みなし小売電気事業者へ売電する際は、原則入札とされたことにより、子会社等でない独立した発電事業者においても、主要な売電先の候補であるみなし小売電気事業者と相対での交渉ができない状況となることから、新電力もみなし小売電気事業者も対等に相対契約の交渉が出来るようにするため、「当該電源の建設者が当該電源で発電した電気の供給先を公募で募集するなど」を削除すべきである。</p>	<p>火力電源入札制度は、一般電気事業者が行う電源調達に入札による競争原理を導入するものであり、独立した発電事業者（IPP事業者）から供給を受けようとする場合についても、従来から一般電気事業者が入札を行っています。</p> <p>今般の改正後も、特定小売供給約款の適正な原価形成を図る観点から火力電源入札制度は必要であると考えており、発電事業者等が自らの発意で建設しておらず、みなし小売電気事業者が建設に深く関係していると認められる電源からみなし小売電気事業者が供給を受けようとする場合には、入札を必要としております。</p>
6		<p>本改訂案として入札を不要とする条件案が示されたが、「電気の供給先や供給条件に関する決定を当該電源の建設者が主体的に行う仕組み」に該当するか否かを明確に判断することは困難であることが推察されることから、入札不要条件として、その主体性が相当程度明確である公募以外のプロセスは許容すべきではないのではないか。また、仮に公募であった場合でも、特に調達価格が高値である、調達期間が長期限定である場合等においては、当該妥当性について料金審査のプロセス等において監視を行う必要があるのではないか。</p>	<p>新規に建設・増設・リプレースされる電源からの供給に係る卸取引については様々なスキームが考えられることから、事前にどのような仕組みであれば適用対象外となるかを明示することはせず、個別事案の内容に応じて電源建設者の主体性について判断することを予定しています。</p> <p>なお、電源建設が当該電源建設者の発意で行われると認められ、入札が不要とされた場合においては、特定小売供給約款の料金を値上げしようとする際に、適切な料金審査を受けることとなります。</p>
7	II. 4. (8)	<p>火力入札時の上限価格設定の柔軟化について、みなし小売電気事業者が火力電源を通常よりも高い価格で調達し、小売価格に転嫁する可能性があることが懸念されるため、以下の対応が効果的であると考えます。</p>	<p>上限価格の設定については、これまでは募集終了後に上限価格について審査していましたが、本指針案では、募集開始前に入札要綱を審査する際に、併せて上限価格の設定の考え方の適切性についても審査することとしており、これにより</p>

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>○上限価格設定を柔軟化する場合は、事前精査を徹底する、また、事業者間で契約締結する前に、委員会が契約価格等を精査する。</p> <p>○過去の火力入札時と上限価格の根拠となる「適正な原価」が大きく変動する場合に必要な措置を講ずる。</p> <p>○公平性の観点から、過去の火力入札の落札電源のうち、今後運用を開始する電源の契約価格も補正する必要がある。</p>	<p>上限価格の設定が適切になされているか、電力・ガス取引監視等委員会として確認を行います。</p> <p>なお、過去の火力入札の落札電源のうち、今後運用を開始する電源の契約価格については、一連の入札手続が完了し、既に契約が締結されていることから、本指針の対象外と考えています。</p>

※なお、本意見募集とは直接の関係のない御意見（3件）に対して、当省の考え方は示しておりませんが、御意見については承っております。